

証券コード：4691

2022年6月8日

株 主 各 位

名古屋市千種区内山三丁目23番5号

ワシントンホテル株式会社

代表取締役社長 内 田 和 男

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日のご出席はお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会につきましては、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。以下のご案内に従い、2022年6月23日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁をご高覧のうえで、2022年6月23日（木曜日）午後6時30分までに行使してください。

〔郵送（書面）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号 ホテル メルパルクNAGOYA
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

第2号議案 剰余金の処分の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.washingtonhotel.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。
- ◎ なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.washingtonhotel.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

＜株主様へのお願い＞

- ・ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使いただくに際しましては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

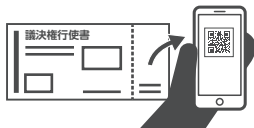
後記の株主総会参考書類をご検討いただき、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できる限りインターネットまたは書面により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただける場合(※ご推奨)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後6時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月24日(金曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について
その他のご照会

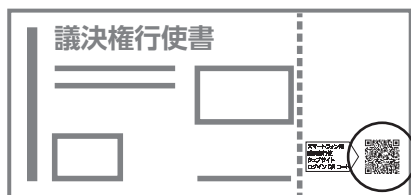
 **0120-652-031** (9:00~21:00)

 **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

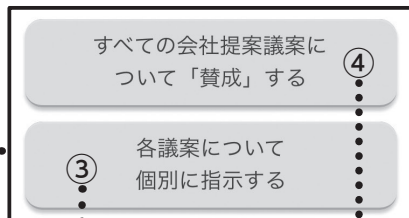


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

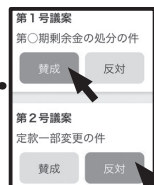
②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



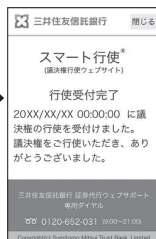
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④全ての会社提案議案について「賛成」する

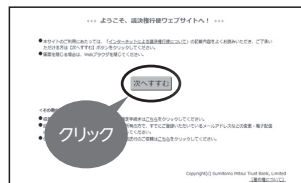


確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

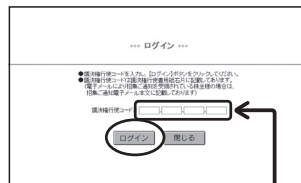
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

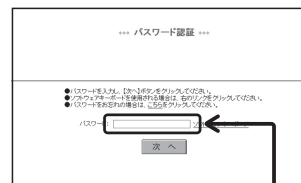


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたく存じます。

(1) 資本金の額の減少の内容

資本金1,349,161,250円を1,249,161,250円減少して100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月1日（予定）

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、第61期事業年度末日において3,137,843,162円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。つきましては、財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、第1号議案の資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金2,858,260,249円を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、固定資産圧縮積立金279,582,913円を取り崩し、繰越利益剰余金の欠損を補填いたしたく存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,858,260,249円

固定資産圧縮積立金 279,582,913円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,137,843,162円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更いたしたく存じます。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<新設> <新設>	<u>(電子提供措置等)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> <u>(附則)</u> 1. <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示提供とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して検討したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	う ち だ か ず お 内 田 和 男 (1950年2月10日) (再任)	1968年 3 月 当社入社 1989年 9 月 当社鳥取ワシントンホテル総支配人 2001年 2 月 当社総務人事部部長 2001年 6 月 当社取締役兼総務人事部部長 2003年 6 月 当社常務取締役兼総務人事部部長 2005年 6 月 当社取締役兼 R & B 事業部事業部長 2006年 6 月 当社常務取締役兼 R & B 事業部事業部長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2008年 6 月 当社専務取締役兼 R & B 事業部事業部長 2009年 6 月 当社代表取締役社長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2014年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）	88,360株
(取締役候補者とした理由) 内田和男氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2009年からは当社の代表取締役社長、2014年からは社長執行役員を兼務しております。経営における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	はせがわ ふとし 長谷川 太 (1961年9月27日) (再任)	1987年11月 当社入社 2002年12月 当社企画開発部東京開発事務所所長 2006年10月 当社奈良ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年 3 月 当社事業改革部部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員兼事業開発部部長 2020年 6 月 当社取締役常務執行役員兼ワシントンホテルプラザ事 業部事業部長 2021年 6 月 当社取締役常務執行役員兼営業本部本部長兼ワシント ンホテルプラザ事業部事業部長 (現任)	39,468株
	(取締役候補者とした理由) 長谷川太氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2020年からは当社の取締役常務執行役員を 務めております。開発、営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと 判断し、取締役候補者いたしました。		
3	もり りょういち 森 良 一 (1957年7月1日) (再任)	1986年11月 当社入社 2011年 3 月 当社総合事務センター室長 2016年 6 月 当社執行役員兼経理財務部部長 2017年 6 月 当社取締役執行役員兼経理財務部部長 (現任)	15,254株
	(取締役候補者とした理由) 森良一氏は、本社部門の責任者を歴任し、2016年からは当社の執行役員、2017年からは取締役を 兼務しております。経理・財務における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるもの と判断し、取締役候補者いたしました。		
4	いどがわ まなぶ 井戸川 学 (1968年2月2日) (再任)	1990年 3 月 当社入社 2010年 3 月 当社名古屋錦ワシントンホテルプラザ総支配人 2011年 6 月 当社総務人事部部長 2015年 6 月 当社執行役員兼総務人事部部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員兼総務人事部部長 2021年 2 月 当社取締役執行役員兼新大阪ワシントンホテルプラザ 総支配人 (現任)	17,652株
	(取締役候補者とした理由) 井戸川学氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2015年からは当社の執行役員、2020年か らは取締役を兼務しております。総務・人事、営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経 営に活かされるものと判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	た な か りょうすけ 田 中 良 佐 (1969年10月21日) (再任)	1992年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社 R & B 事業部スーパーバイザー 2009年 7 月 当社 R & B 事業部室長 2013年 6 月 当社 R & B ホテル事業部事業部長 2016年 6 月 当社執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 (現任)	13,636株
	(取締役候補者とした理由) 田中良佐氏は、本社部門の責任者を歴任し、2016年からは当社の執行役員、2020年からは取締役を兼務しております。営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者となりました。		
6	お が た まさひこ 小 県 昌 彦 (1955年 4 月 28 日) (再任)	1980年 4 月 興和株式会社入社 2010年11月 同社生活関連事業部名古屋営業部長 2013年 6 月 同社生活関連事業部管理本部長 2015年 6 月 興和紡株式会社執行役員総務部長 2017年 6 月 興和株式会社執行役員関連事業統轄部（現国内統轄部） 2018年 5 月 株式会社丸栄取締役 2019年 5 月 株式会社丸栄代表取締役社長（現任） 2019年 6 月 興和紡株式会社社外監査役（現任） 当社社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社丸栄代表取締役社長 興和紡株式会社社外監査役	0株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小県昌彦氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、それらを当社の経営に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。今後も当社の経営全般に対し、適切な監督や有益な助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、ワシントンホテル役員持株会名義における持分を含めた実質持株数を記載しております。(1株未満を切り捨てて記載しております。)
3. 小県昌彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小県昌彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって3年となります。
5. 社外取締役候補者である小県昌彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において選任された場合、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
6. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	みやもと こうじ 宮 本 康 司 (1961年7月29日) (再任)	1997年 1 月 当社入社 2007年 7 月 当社松山ワシントンホテルプラザ宴会支配人 2015年 5 月 当社米子ワシントンホテルプラザ宴会支配人 2015年 8 月 当社米子ワシントンホテルプラザ総支配人 2020年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）	2,249株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 宮本康司氏は、営業部門における豊富な経験及び見識を有していることから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	こ じ ま こ う じ 小 島 浩 司 (1970年11月22日) (再任)	1996年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 2000年 7 月 公認会計士登録 2001年 7 月 公認会計士小島興一事務所（現 税理士法人中央総研） 入所 2001年10月 税理士登録 2003年 1 月 税理士法人中央総研代表社員 2004年 3 月 監査法人東海会計社代表社員（現任） 2013年12月 株式会社エスケーアイ（現 株式会社サカイホールデ ィングス）社外取締役 2016年 2 月 朝日興業株式会社社外監査役（現任） 2018年 5 月 協和ケミカル株式会社社外監査役（現任） 2018年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年 7 月 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）（現任） 〔重要な兼職の状況〕 監査法人東海会計社代表社員 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）	0株
		(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 小島浩司氏は、公認会計士としての豊富な経験及び見識を有しており、当社の経営において的確な助 言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、同氏を引き続き監 査等委員である社外取締役候補者といたしました。今後も会計専門家としての立場から、ガバナンス体 制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待 しております。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	なごし ようこ 名 越 陽 子 (1971年12月21日) (新任)	2008年12月 弁護士登録 2009年 1 月 瀬古賢二法律事務所入所 2011年 4 月 中京市民法律事務所開所 2014年11月 株式会社コネクトホールディングス（現 株式会社ジー・スリーホールディングス）社外取締役 2016年11月 株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役（監査等委員） 2018年 3 月 グランツ法律事務所開所 パートナー弁護士（現任） 2020年 1 月 株式会社S B Y社外取締役（現任） 2021年 9 月 株式会社Green Micro Factory社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] グランツ法律事務所パートナー弁護士	0株
（監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 名越陽子氏は、弁護士としての豊富な経験及び見識を有していることから、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたしました。今回選任された場合には、弁護士としての立場から、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。			

- (注) 1. 名越陽子氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 小島浩司、名越陽子の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小島浩司、名越陽子の両氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、監査等委員である社外取締役候補者とした理由に基づき、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
5. 当社は、小島浩司氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には届出を継続する予定であります。また、名越陽子氏が選任された場合は、同氏を独立役員として指定する予定であります。
6. 小島浩司氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって4年となります。
7. 取締役候補者である宮本康司、社外取締役候補者である小島浩司の両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、名越陽子氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。
8. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訴費用等の損害を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

9. 小島浩司氏が代表社員を務める監査法人東海会計社は、2010年3月期における当社の会計監査人及び2011年3月期から2017年3月期まで当社の会計参与を務めておりました。現在は同監査法人との取引利害関係はありません。また、同氏は2011年3月以降に当社に関わる業務に関与しておらず、よって同氏と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の取引利害関係はありません。

【参考資料】

当社は、取締役候補者の選任においては、それぞれの人格及び知識・経験・能力等を十分考慮し、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する資質をそなえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任することを方針としております。

また、当社の業務に精通した「常勤取締役」と、他社での経営経験等豊富な知見を持ち合わせた「社外取締役」を組合せることで、取締役会全体として、知識・経験・能力をバランス良く備えた構成となるよう心がけております。

第４・５号議案が承認された場合に当社取締役が有する能力・経験は以下のとおりです。

	氏名	性別	独立性	取締役に求める専門性と経験						
				企業経営・戦略	財務・会計	営業	法務・コンプライアンス	人事・人材開発	店舗開発	IT・テクノロジー
取締役	内田 和男	男		●	●	●	●	●	●	
	長谷川 太	男		●		●	●		●	
	森 良一	男		●	●					●
	井戸川 学	男		●		●	●	●		
	田中 良佐	男		●		●				●
	小梶 昌彦	男	社外	●		●	●			
監査等委員	宮本 康司	男		●		●				
	小島 浩司	男	独立社外	●	●					
	名越 陽子	女	独立社外	●			●			

各人の有するスキル等のうち、主なものに●を付けています。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、新規感染者数の増減に呼応するように景気は回復と後退を繰り返し、総じて厳しい状態が続きました。

ホテル業界におきましては、4月から9月にかけて断続的に発出された緊急事態宣言による人の往来自粛の影響を大きく受けることとなり、宣言解除後の10月から12月にかけては需要に回復が見られましたが、オミクロン株の出現に伴う感染再拡大により、1月以降の需要は再び減少しました。

このような環境下、当社では感染拡大防止に留意しながら、以下の施策に取り組んでまいりました。

販売面においては、コロナ収束後も見据えて販売経路を拡大すべく、販売促進チームを中心に旅行代理店や法人への営業を強化し、利用契約の締結を増やしてまいりました。(新規契約121社、増収効果約210百万円)

一方、個人会員が中心である当社の会員制プログラム「宿泊ネット」においては、当事業年度で43施設が新たに加盟して120のネットワークとなり、11月から3か月間のキャンペーンを実施し既存会員の利用促進と新規入会者の増加を図りました。(新規入会者数 前期比264.7%)

また、マーケティング強化チームを立ち上げ、当社公式予約サイトにおけるユーザーインターフェースの改善、WEB・SNSを活用しての情報発信強化に取り組んでおります。

さらに、収益の最大化に向けレベニューマネジメントを強化するため、秋からワシントンホテルプラザ、R&Bホテルの両事業体にレベニューマネージャーを新たに配置いたしました。

これらに加え、ワクチン接種者への優待サービスを実施（7月～1月 延べ32,255件の利用）したほか、喫煙可能客室の値上げやR&Bホテルにおける朝食内容を充実させての有料化、地域色豊かな飲食店との提携によるパック商品の販売等、少しでも売上が確保できるように努めてまいりました。(増収効果約115百万円)

費用面においては、役員報酬及び社員給与を減額、当事業年度の夏・冬の賞与を不支給と

し、従業員の他社への出向や最少人員配置を徹底することで人件費の削減に取り組みました。

また、家賃、管理料等の減額又は変動費化交渉を継続することで固定費の削減を図り、その他の費用についても継続的に見直しを行うことで支出の抑制に努めました。

そのほか、一部ホテルで行いました新型コロナウイルス感染症の軽症者の療養施設等としての一棟貸しは、自治体へ貢献するとともに、収入の確保に繋がりました。(2022年3月31日時点 14事業所)

新規ホテルとして、ワシントンホテルプラザブランドでは22年ぶりとなる「札幌ワシントンホテルプラザ」259室を3月1日に開業いたしました。一方、「静岡北ワシントンホテルプラザ」195室を契約期間満了に合わせ3月10日に営業終了いたしました。

これらの結果、当事業年度の客室稼働率は35.5%（前期比16.0ポイント増加）となり、業績（前期比は個別業績）は、売上高8,547百万円（前期比3,881百万円の増収）、営業損失は3,243百万円（前期比3,389百万円の改善）、経常損失は3,108百万円（前期比3,730百万円の改善）、当期純損失は3,261百万円（前期比4,257百万円の改善）となりました。

各事業の営業概況は次のとおりであります。

事業別売上高

事業名	売上高(百万円)		
	実績	前期比	増減率
ワシントンホテルプラザ事業	5,779	2,587	81.1%
R & B ホテル事業	2,748	1,315	91.9%
その他の	20	△21	△51.8%
合計	8,547	3,881	83.2%

(2) 設備投資等の状況

当期において実施しました設備投資額は3,217百万円で、その主なものは新規開業しました「札幌ワシントンホテルプラザ」のリース資産（建物・什器備品）などであります。

(3) 資金調達状況

当期の設備投資に必要な資金につきましては、金融機関からの借入れをもってまかないました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の長期化に備え、金融機関から6,000百万円を借入れました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響については先行き不透明であり、ホテル業界においても、観光・レジャー需要はコロナ前の水準まで回復するもののビジネス需要は十分に戻らず、インバウンドの回復にも長い時間がかかることが想定されます。そのような中でも多様なお客様に選ばれるホテルへ変化していくために、当社の対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

①新たな利用層の取り込み強化

宿泊では、これまで注力してきたビジネス需要の獲得に加え、ファミリーやグループ利用の獲得拡大のため、従来のシングルルーム2部屋をツインルームに改装するなど複数名利用が可能な客室を適宜増室してまいります。予約サイトにつきましても、お子様連れ等のお客様にも分かりやすく、希望に沿った客室が適切に提示されるように改修を行い、観光・レジャー客の取り込みを拡大してまいります。また、飲食・宴会では、生活様式の変化から従来のような大人数での会食利用は見込みにくいことから、少人数あるいは親族での集まり、WEB会議、テイクアウト、部屋食など、新たな需要に適した商品を開発・強化してまいります。

②販売経路拡大と広告宣伝強化

ビジネスや法人利用の獲得につきましては、潜在顧客の開拓とリピート化による売上増加を図るため、引き続き販売促進チームを中心に各ホテルの支配人も一丸となった新規営業を強化するほか、契約済みの法人様に対する定期的なアプローチを行うことで良好な関係を築いてまいります。また、多様化するお客様の利用動機に訴求できるように、利用動向の分析やニーズを把握しての広告宣伝を強化してまいります。

③「宿泊ネット」の利便性向上と顧客コミュニケーション強化

当社の強みである会員制プログラム「宿泊ネット」の本年4月末時点会員数は約26万5千人となっております。今後もWEBサイトのユーザーインターフェースの改善や加盟店の増加により利便性向上に取り組むほか、お得なキャンペーン実施や適切な情報発信により顧客コミュニケーションを強化することで、新規会員の増加と利用促進につなげてまいります。

④レベニューマネジメントの強化

需要に応じて適正な価格で販売することにより利益の最大化を図るため、ワシントンホテルプラザ・R&Bホテルの両事業体ごとにレベニューマネージャーを配置し、属人的にならない運用の徹底とタイムリーな価格変更ができる仕組み化に取り組んでおります。現在、一部事業所では自動化ツールを取り入れ、全事業所への展開を計画しております。

⑤ホテルの競争力強化投資

ハード面におきましては、当社が運営するホテルの半数以上は開業後20年以上が経過していることから、今後優先順位をつけながら順次改装を行ってまいります。特に、水まわり等の設備、機能的な家具配置と空間デザイン、利便性向上に繋がるチェックイン設備等の改修を行ってまいります。また、ソフト面におきましては、各事業所で接客に優れたスタッフをリーダーとして任命し、現場からも主体的に改善していく体制を構築しており、本部と一体となった接客力の強化を継続的に推進してまいります。

⑥損益分岐点を下げるためのコスト削減・生産性の向上

長期化する市場の低迷に備え、損益分岐点売上高の引き下げは必須であるため、引き続き家賃・管理料の減額又は変動費化を継続交渉してまいります。また、当事業年度に着手したワシントンホテルプラザとR&Bホテルの営業基幹システムの統合が2022年12月完了予定であり、ランニングコスト低減に加えて、両事業間の人員配置の柔軟性を高めることで生産性の向上を図ってまいります。なお、高騰が懸念される光熱費につきましては、お客様にご不便を感じさせない範囲で節電に努め、電気・ガスの使用量を低減してまいります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度に引き続き当事業年度におきましても新型コロナウイルス感染症の感染拡大による多大な影響を受け、営業損失3,243百万円、当期純損失3,261百万円を計上いたしました。今後におきましても感染状況に伴う人流の抑制等の状況によっては、想定以上に業績へ影響を及ぼす可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような状況の中、当社は2021年11月に資本性劣後ローンによる資金調達を行い、また、主力取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行をはじめとする取引金融機関と、2024年2月までの実施済み貸付元本の返済猶予について合意していることから、現状において重要な資金繰りの懸念は無いものと考えております。

加えて、収益力向上のために、コロナ前には販売数が多くなかった旅行代理店（リアルエージェント）経由や法人販売の拡大、インハウスエージェントとの契約締結先の拡大に、販売促進チームを立ち上げて取り組んでいるほか、収益最大化のための価格戦略（レベニューマネジメント）の一環として基準価格の変更と同時に、料金変動ルールの厳格化と仕組み化を行うなど、販売体制の強化を実施しております。また、喫煙可能な客室の販売価格の値上げ（2021年5月から）や、R&Bホテルの朝食を、内容を充実させたうえでの有料化も実施し（2021年12月に全店で切り替え済み）、収益改善にも着手しております。

コスト面におきましても、家賃、管理料等の減額又は変動費化交渉を引き続き行い、人件費については役員報酬の減額等を継続してまいります。今後の売上の回復に伴う人員については、退職などの欠員に対しての補充採用を行いつつ、不足分は一棟貸しホテルの人員を異動及び応援にて対応し、業績の回復に応じて、採用給与の見直しや募集要件を柔軟にすることで必要人員を確保していく方針です。

なお、2021年5月から、一部の事業所において開始しております、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の療養施設としての一棟貸しは、2022年4月1日時点において計13事業所（ワシントンホテルプラザ5事業所、R&Bホテル8事業所）となっており、今後も行政からの要請に応じて柔軟に継続してまいります。

これらの対応策を今後も継続して実施することにより、事業面及び財務面における安定性は十分に確保されているものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(6) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第58期 2019年3月期	第59期 2020年3月期	第60期 2021年3月期	第61期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	19,709	18,306	4,666	8,547
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	2,857	1,315	△6,839	△3,108
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	1,940	443	△7,518	△3,261
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	192.18	40.29	△621.36	△270.50
純資産 (百万円)	11,694	14,445	6,604	3,364
総資産 (百万円)	24,931	26,528	27,024	32,226

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る当社の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(7) 重要な子会社の状況

名古屋国際ホテル株式会社は、2021年4月30日付で清算終了しております。

(8) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社は、「ワシントンホテルプラザ」、「R & B ホテル」の2ブランドのホテル事業を主たるサービスとし、宿泊・レストラン・宴会等の業務を行っております。

(9) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

本社	名古屋市中千種区内山三丁目	
事業所	ワシントンホテルプラザ事業	新大阪ワシントンホテルプラザ（大阪市淀川区西中島五丁目） 他17事業所
	R & B ホテル事業	R & B ホテル名古屋新幹線口（名古屋市中村区則武二丁目） 他24事業所

(10) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
356名	49名減	40.1歳	11.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者（2名）は含んでおりません。
2. 上記のほかにパートタイマー207名（1日8時間換算による期中平均人員）を雇用しております。

(11) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	8,381,263千円
株式会社日本政策投資銀行	5,000,000千円
株式会社みずほ銀行	3,750,026千円
株式会社三井住友銀行	983,263千円
株式会社商工組合中央金庫	797,120千円

(注) 上記の借入金残高には、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする金融機関10社によるシンジケートローンの残高1,200百万円の一部及び株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする金融機関4社によるシンジケートローンの残高4,500百万円の一部が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 12,165,150株（自己株式4,850株を除く）
(3) 株主数 5,312名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 丸 栄	1,433,520株	11.78%
藤 田 観 光 株 式 会 社	861,280	7.08
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	503,000	4.13
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	503,000	4.13
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	503,000	4.13
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	495,000	4.07
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	393,200	3.23
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	346,600	2.85
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	343,400	2.82
株 式 会 社 近 藤 紡 績 所	316,800	2.60

- (注) 1. 持株数が同数の株主については、五十音順に記載しております。
2. 持株比率は自己株式（4,850株）を控除して計算しております。
3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式107,000株（取締役向け株式交付信託）は含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	1,900株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 取締役の報酬等に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 上記は、当事業年度中に辞任した当社取締役に対して交付されたものであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	内 田 和 男	社 長 執 行 役 員
取 締 役	長谷川 太	常 務 執 行 役 員 兼 営 業 本 部 本 部 長 兼 ワシントンホテルプラザ事業部事業部長
取 締 役	森 良 一	執 行 役 員 兼 経 理 財 務 部 部 長
取 締 役	井戸川 学	執 行 役 員 兼 新大阪ワシントンホテルプラザ総支配人
取 締 役	田 中 良 佐	執 行 役 員 兼 R & B ホ テ ル 事 業 部 事 業 部 長
取 締 役	小 泉 昌 彦	株 式 会 社 丸 栄 代 表 取 締 役 社 長 興 和 紡 株 式 会 社 社 外 監 査 役
取締役（常勤監査等委員）	宮 本 康 司	
取 締 役（監査等委員）	市 原 新 吾	
取 締 役（監査等委員）	小 島 浩 司	監 査 法 人 東 海 会 計 社 代 表 社 員 株式会社ヤガミ社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 小泉昌彦氏、市原新吾氏及び小島浩司氏は、社外取締役であります。
2. 小島浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、宮本康司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 市原新吾、小島浩司の両氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当事業年度中に辞任した取締役

氏 名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三 沢 聡	2021年11月30日	取締役執行役員兼事業開発部部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令で定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしております。

(4) 取締役の報酬等に関する事項

① 役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、2021年2月12日開催の取締役会において決議いたしました。役員の報酬等につきましては、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を確認したうえで、当社の経営状況、従業員給与等との均衡を総合的に勘案して決定することとし、当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月27日（第57回定時）であり、決議の内容は監査等委員である取締役を除く取締役の年間報酬総額の上限を1億5千万円（うち、社外取締役は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。当該定時株主総会終結時点の員数は8名（うち社外取締役2名）。）、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数は3名（うち社外取締役2名）。）とするものであります。

社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、a. 基本報酬、b. 短期インセンティブ報酬としての賞与、c. 長期インセンティブ報酬としての株式報酬から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としています。各報酬要素の概要は次のとおりです。

a. 基本報酬

取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

賞与支給率が100%のときの賞与額は、基本報酬の概ね20%～40%の範囲であり、株主総会后に金銭で支給します。

賞与支給率の算定にあたっては、以下の指標に応じて0%～200%の範囲で決定します。

- ・ 売上高及び利益の単年度目標に対する達成度
- ・ 売上高及び利益の前年度実績からの改善度
- ・ 各取締役個人の会社貢献度

但し、当期純利益が赤字の場合、当該年度の賞与は不支給とします。

ｃ．長期インセンティブ報酬としての株式報酬

当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

第57回定時株主総会の決議を経て定められた上限額とは別枠で、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付されるものであります。なお、株式報酬は、基本報酬の概ね20%～50%の範囲であり、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

株式報酬等の額、内容は以下のとおりであります。

イ	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
ロ	対象期間	第59回定時株主総会終結日から2025年6月の定時株主総会終結の日まで
ハ	ロの対象期間において、イの対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
ニ	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
ホ	イの対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント
ヘ	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
ト	イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

なお、当該株式報酬制度は、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会にて導入を決議しており、当該定時株主総会終結時点の員数は、監査等委員である取締役を除く取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

当事業年度における監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、2021年6月25日開催の取締役会において、第57回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長内田和男に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

権限を委任した理由といたしましては、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由といたしましては、経営状態の悪化等を考慮したうえで、社外を含む全取締役について減額支給としていることから、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

監査等委員である取締役の報酬については、第57回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

基本報酬・賞与・株式報酬の構成比は、賞与100%支給時を前提として、概ね7～6対2～1対3～1の範囲となります。

なお、取締役については、退職慰労金の制度はありません。

②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	41,982	28,982	－	13,000	7
（うち社外取締役）	(2,244)	(2,244)	(－)	(－)	(1)
取締役（監査等委員）	11,628	11,628	－	－	3
（うち社外取締役）	(5,100)	(5,100)	(－)	(－)	(2)

- (注) 1. 上記の取締役（監査等委員を除く）支給人員には、当事業年度中に辞任した1名を含んでおります。
2. 当事業年度の業績連動報酬の支給はありません。
3. 非金銭報酬等は、株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 上記のほか、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り額支給として、当事業年度中に辞任した取締役1名に対し6,000千円を支給しております。

(5) 社外取締役に関する事項

① 取締役 小島昌彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社の主要株主である株式会社丸栄の代表取締役社長であります。

興和紡株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会15回中11回に出席しております。事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般に対し有益な発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

② 取締役（監査等委員） 市原新吾

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会15回中14回、また監査等委員会14回中13回に出席しております。事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般に対し有益な発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

③ 取締役（監査等委員） 小島浩司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査法人東海会計社の代表社員であります。

株式会社ヤガミの社外取締役（監査等委員）であります。

なお、いずれも当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会15回全て、また監査等委員会14回全てに出席しております。公認会計士としての豊富な経験及び見識に基づき、経理・財務面を中心にガバナンスの適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、「経営理念」、「自主行動基準」ほか必要な諸規程を定め、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。
 - イ. 取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
 - ウ. 監査等委員会は、定期的、随時に取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行につき法令及び定款に違反する重大な事実がないか、また取締役会等の経営判断につき取締役（監査等委員である取締役を除く）の善管注意義務・忠実義務の観点から不当な点がないかを監査する。
 - エ. 取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進活動及びコンプライアンス体制の運営・監視に努める。
 - オ. 内部監査部門として各機関から独立した監査室を置き、「内部監査規程」に基づき当社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、取締役社長、監査等委員会にその結果を報告する。
 - カ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社の全使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
- ② 当社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な情報については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、閲覧、謄写可能な状態で各主管部門が管理・保管する。
 - イ. 「個人情報管理規程」「機密情報管理規程」「情報システム管理規程」を整備し、重要な情報の安全性を確保する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査補助者」という。)を置くことを求めた場合における監査補助者に関する事項、監査補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性確保及び監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から専任の監査補助者を任命する。
 - イ. 監査補助者の業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会及び監査等委員の職務に関し、監査補助者の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ウ. 監査等委員会は、監査補助者より、業務の状況について定期的に報告を受ける。

- ⑥ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当社監査等委員会への報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア．代表取締役と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
- イ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社の業務執行状況について報告する。
- ウ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
- エ．監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- オ．当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。
- ⑦ 前項の報告者が報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会及び監査等委員の職務執行によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 当社の取締役会は9名（うち、社外取締役3名）で構成されており、当事業年度中に15回開催され、業務執行状況の報告が適切に行われるとともに重要事項の審議・決議を行っております。
- ② 当社の監査等委員会は3名（うち、社外取締役2名）で構成されており、当事業年度中に14回開催され、業務監査の内容に関する議論や会計監査人との協議を行っております。
- ③ 内部監査部門としての監査室による組織及び業務の内部監査については、予定していた35部門（事業所27部門、本社本部8部門）全てにおいて当事業年度中に完了し、経営者に対する報告会をその都度行っております。併せて、関連する部門に対するフィードバックも実施しております。
- ④ 代表取締役と監査等委員長は、取締役会（当事業年度中15回）及び意見交換会（当事業年度中3回）などで、定期的な会合を行っております。
- ⑤ リスク管理・コンプライアンス委員会を当事業年度中に4回開催し、当社の潜在的なリスクを洗い出し、対応及び改善を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ安定的な配当を行うことを目標にすることを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,639,592	流 動 負 債	1,642,680
現 金 及 び 預 金	4,876,010	買 掛 金	63,686
売 掛 金	1,458,118	一 時 借 入	142,279
原材料及び貯蔵品	28,029	未 払 金	977,468
前 払 費 用	448,612	未 払 費 用	194,277
そ の 他	828,822	与 引 当 金	48,979
		契 約 負 債	39,423
固 定 資 産	24,587,354	未 払 法 人 税 等	94,417
有 形 固 定 資 産	19,821,381	そ の 他	82,148
建 物	9,288,506	固 定 負 債	27,219,832
工具、器具及び備品	233,810	長 期 借 入 金	20,765,329
土 地	5,564,875	長 期 未 払 金	287,284
リ ー ス 資 産	4,612,614	株 式 報 酬 引 当 金	20,839
建 設 仮 勘 定	2,160	リ ー ス 借 入 金	5,376,958
そ の 他	119,414	繰 延 税 金 負 債	244,563
無 形 固 定 資 産	93,226	再評価に係る繰延税金負債	375
電 話 加 入 権	21,047	未使用商品券等引当金	17,402
ソ フ ト ウ エ ア	56,583	資 産 除 去 債 務	436,258
そ の 他	15,595	そ の 他	70,821
投資その他の資産	4,672,746	負 債 合 計	28,862,512
投 資 有 価 証 券	93,894	(純 資 産 の 部)	
長 期 前 払 費 用	68,106	株 主 資 本	4,323,416
差 入 保 証 金	4,499,953	資 本 金	1,349,161
長 期 貸 付 金	4,880	資 本 剰 余 金	5,916,723
そ の 他	24,811	資 本 準 備 金	3,754,161
貸 倒 引 当 金	△18,900	その他資本剰余金	2,162,562
資 産 合 計	32,226,946	利 益 剰 余 金	△2,858,260
		その他利益剰余金	△2,858,260
		固定資産圧縮積立金	279,582
		繰越利益剰余金	△3,137,843
		自 己 株 式	△84,207
		評価・換算差額等	△958,982
		その他有価証券評価差額金	△13,577
		土地再評価差額金	△945,405
		純 資 産 合 計	3,364,434
		負債及び純資産合計	32,226,946

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 売 上 高		8,547,875
II 売 上 原 価		10,999,735
売 上 総 損 失		2,451,860
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		791,762
営 業 損 失		3,243,623
IV 営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	188	
受 取 手 数 料	52,281	
受 取 保 険 料	3,476	
賞 与 引 当 金 戻 入 額	15,134	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	750	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	57,575	
雇 用 調 整 助 成 金	157,682	
感 染 拡 大 防 止 協 力 金 受 入 額	211,955	
そ の 他	21,468	520,512
V 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	258,074	
支 払 手 数 料	117,374	
そ の 他	10,222	385,671
経 常 損 失		3,108,782
VI 特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	15	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	0	
減 損 損 失	68,363	
事 業 所 閉 鎖 損 失	53,503	
そ の 他	473	122,355
税 引 前 当 期 純 損 失		3,231,137
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38,698	
法 人 税 等 調 整 額	△8,739	29,959
当 期 純 損 失		3,261,097

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

ワシントンホテル株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 健文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古田 賢司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大好 慧

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワシントンホテル株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

ワシントンホテル株式会社 監査等委員会

監査等委員 宮本 康司 ㊞

監査等委員 市原 新吾 ㊞

監査等委員 小島 浩司 ㊞

(注) 監査等委員 市原新吾及び小島浩司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal blue or grey lines across its entire width, typical of notebook paper. The lines are uniform in thickness and spacing, providing a guide for writing. There are no margins, text, or other markings on the page.

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルクNAGOYA

交通機関 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約1分
J R（中央線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。

